



令和6年度採用 尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続2回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～産後ケア業務に主に従事する職員～

1 応募受付期間・時間

- (1) 期間 随時募集（毎月15日前後締め切り）
- (2) 時間 午前8時45分～正午及び午後1時～午後5時30分
- (3) 備考 土曜日、日曜日は受付を行いません。

2 応募条件

次の(1)～(3)の条件の全てを満たす者

- (1) 保健師免許を有する者。
- (2) Wordでの文書作成やExcelでの基本的な表作成及び関数の使用、電子メールの送受信、ファイル添付等のパソコン操作ができる者。
- (3) 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間内(時間)に、下記の書類(各1部)を保健所健康増進課まで直接持参または郵送してください。

(1) 必要書類

ア 尼崎市会計年度任用職員(非常勤行政事務員)採用試験申込書

イ 保健師免許の有することを証明する書類(写しで可)

※ 取得見込みの方が合格となった場合は、取得後に改めて、保健師の免許を有することを証明する書類の提出が必要となります。(原則、採用日までに提出)

ウ 指定の原稿用紙に記載した作文

(2) 提出先

尼崎市保健所健康増進課

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1号フェスタ立花南館5階

電 話 : 06-4869-3033

FAX : 06-4869-3049

4 採用予定日

令和6年12月1日(予定)

5 採用予定人数

保健師 1名

6 勤務条件

(1) 任期

令和6年12月1日～令和7年3月31日

(2) 条件付採用期間

採用日から1か月間(勤務日数が少ないときなどは1か月を超える場合あり)

(3) 勤務場所

尼崎市保健所

(尼崎市七松町1丁目3番1号フェスタ立花南館5階)

(4) 職務内容

ア 産後ケア事業の保健師業務全般(電話・窓口での相談を含む)

イ 産後ケア事業に関する調整等

ウ 母子健康手帳交付時等の面接相談

エ パソコン入力等事務作業

オ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務日及び勤務時間

ア 週30時間勤務。(週4～5日、午前9時～午後5時30分までの範囲内)

イ 休憩時間 正午から午後1時まで

ウ 勤務を要しない日等

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ウ) 年末年始（１２月２９日～翌１月３日）

エ その他 公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合あり

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額 １６８，７４０～１８６，５６０円（令和６年度の予定額）

※年齢や年度により額が異なる給付体系となっています。

イ 通勤代 自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道２km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道１km以上の場合支給あり

ウ 賞与 期末手当及び勤勉手当を６月及び１２月に支給（予定）
※任期・在職期間や勤務実績により、支給額の変動があったり、支給要件に該当しなかったりする場合があります。

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用あり

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱その他の定めを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

試験内容は第１次選考：書類選考、第２次選考：面接試験を実施します。

- (1) 第１次選考 毎月１５日前後に書類選考を実施。
- (2) 第１次選考結果 第１次試験後１週間以内に電話か郵送等で通知。
- (3) 第２次選考 毎月２５日前後に保健所内で面接試験を実施。
- (4) 最終結果発表 第２次試験後１週間以内に電話か郵送等で通知。

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があること

が判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市保健所 健康増進課

〒660-0052 尼崎市七松町1丁目3番1号フェスタ立花南館5階

電話：06-4869-3033、FAX：06-4869-3049

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。

【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】

（トップページ ＞ 市政情報 ＞ 職員募集 ＞ 会計年度任用職員の募集）